

一般会計負担金推移(須坂病院)

(単位:千円)

負担金の内訳			須坂病院						
			平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
法第17条の2第1項第1号経費	看護学校	看護教員等養成経費	704	704	704	987	987	412	
		講義等補充経費	7,823	4,665	4,178	4,554	3,213	4,184	
		看護学生臨床実習経費	13,565	13,890	12,518	13,768	13,265	13,257	
	救急医療	時間外救急患者経費	19,375	13,564	10,908	10,177	13,518	75,521	
		医療技術者等待機経費	14,744	14,744	15,423	15,455	15,487	15,455	
		救急患者空床確保経費	22,516	24,405	24,405	24,362	24,296	24,296	
		病院群輪番制実施経費	0	0	0	0	0	0	
		救急車の出動経費	159	0	0	0	0	0	
		精神科救急医療運営費	0	0	0	0	0	0	
	保健衛生	へき地巡回運営経費	0	0	0	0	0	0	
		医療相談保健衛生経費	4,488	8,490	5,039	4,908	4,758	5,447	
		感染症指定病院運営費	0	0	851	1,140	581	585	
	その他	自治医大卒業医師経費	0	0	0	0	0	0	
		退職給与金アロケーション	39,548	15,346	72,714	49,803	31,825	5,114	
		基礎年金公的負担経費	23,714	26,506	27,511	27,377	28,625	0	
		防災対策等経費	256	184	184	184	184	184	
		児童手当経費	0	360	756	1,116	696	708	
		臓器移植連絡調整者設置経費	0	0	1,346	3,400	3,239	3,239	
	計			146,892	122,858	176,537	157,231	140,674	148,402

(単位:千円)

負担金の内訳		須坂病院						
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
同 第 2 号	高 度 特 殊 医 療	高度医療機械運営経費	22,113	24,933	0	0	0	0
		高度看護増こう経費	65,685	44,049	0	0	0	0
		高度小児医療経費	0	0	0	0	0	0
		総合周産期センター運営経費	0	0	0	0	0	0
		リハビリ医療経費	20,534	11,541	4,305	4,515	0	0
		新生児特定集中治療室運営経費	14,024	12,163	13,860	15,360	15,360	15,360
		病理解剖経費	806	298	0	0	0	0
		がん診療施設運営経費	3,232	3,232	8,610	9,030	0	0
		結核病院運営経費	0	0	0	140,040	143,344	147,096
経		精神病院増こう経費	0	0	0	0	0	0
		不採算部門増こう経費	0	0	0	0	0	0
		老人保健施設運営経費	0	0	0	0	0	0
費	そ の 他	須坂病院建設事業負担金	0	0	73,267	58,167	0	0
		医師等の研究研修費	11,553	11,488	6,582	6,926	7,434	7,434
		企業債利息	130,327	158,978	267,546	284,671	273,025	175,181
		人件費に係る特別ルール(~H17)	0	0	0	-35,869	-28,315	-18,761
	計	268,274	266,683	374,171	482,841	410,849	326,310	
合計		415,166	389,541	550,708	640,072	551,523	474,712	

出所:長野県衛生部県立病院課資料

「須坂病院建設事業負担金」の繰入が終了した平成15年度をピークに平成16年度、平成17年度で負担金合計は低下してきている。

一般会計負担金推移(こども病院)

(単位:千円)

負担金の内訳		こども病院						
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
法第17条の2第1項第1号経費	看護学校	看護教員等養成経費	0	0	0	0	0	0
		講義等補充経費	0	0	0	0	0	0
		看護学生臨床実習経費	0	0	0	0	0	0
	救急医療	時間外救急患者経費	4,442	4,664	5,387	3,733	4,262	5,165
		医療技術者待機経費	0	0	0	0	0	0
		救急患者空床確保経費	0	0	0	0	0	0
		病院群輪番制実施経費	0	0	0	0	0	0
		救急車の出動経費	35,326	34,658	33,579	33,968	34,912	36,113
		精神科救急医療運営費	0	0	0	0	0	0
	保健衛生	へき地巡回運営経費	0	0	0	0	0	0
		医療相談保健衛生経費	0	0	0	0	0	0
		感染症指定病院運営費	0	0	0	0	0	0
	その他	自治医大卒業医師経費	0	0	0	0	0	0
		退職給与金アロケーション	52,637	0	0	0	3,025	20,383
		基礎年金公的負担経費	17,137	19,280	24,740	29,249	29,595	0
		防災対策等経費	189	124	124	124	124	124
		児童手当経費	0	260	456	816	816	468
		臓器移植連絡調整者設置経費	0	0	0	0	0	0
	計		109,731	58,986	64,286	67,890	72,734	62,253

(単位:千円)

負担金の内訳		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
同 第 2 号	高度医療機械運営経費	0	0	0	0	0	0	
	高度看護増こう経費	0	0	0	0	0	0	
	高度小児医療経費	1,606,865	2,359,652	1,900,795	1,826,487	1,803,969	1,758,652	
	総合周産期センター運営経費	7,247	14,079	28,159	28,159	27,587	23,168	
	リハビリ医療経費	0	0	0	0	0	0	
	新生児特定集中治療室運営経費	0	0	0	0	0	0	
	病理解剖経費	0	0	0	0	0	0	
	がん診療施設運営経費	0	0	0	0	0	0	
	結核病院運営経費	0	0	0	0	0	0	
	精神病院増こう経費	0	0	0	0	0	0	
経	不採算部門増こう経費	0	0	0	0	0	0	
	老人保健施設運営経費	0	0	0	0	0	0	
費	その他	須坂病院建設事業負担金	0	0	0	0	0	
		医師等の研究研修費	17,823	20,199	10,435	9,923	10,102	10,102
		企業債利息	385,346	426,580	429,358	413,410	396,955	254,528
		人件費に係る特別ルール(H17)	0	0	0	0	0	0
計		2,017,281	2,820,510	2,368,747	2,277,979	2,238,613	2,046,450	
合計		2,127,012	2,879,496	2,433,033	2,345,869	2,311,347	2,108,703	

出所:長野県衛生部県立病院課資料

こども病院の負担金は平成 13 年度をピークに減少傾向にある。平成 13 年度は特に高度小児医療経費が 2,359 百万円と突出しているが、これは平成 13 年度に医業費用が増加したことによるものである。すなわち高度小児医療経費負担金は「高度小児医療経費負担金＝予算の医業費用－(予算額の医業収益×都道府県立病院医業費用計÷都道府県医業収益計)」により計算される。この算式中の予算の医業費用について、平成 12 年度に周産期棟が完成したことにより減価償却費が 653,900 千円(予算比)、平成 12 年 9 月から病床 17 床増による給与費 339,720 千円(予算比)が増加したことに伴い医業費用が増加したためである。

A型負担金の収入と実績コストの差異について、前回監査時である平成 11 年度と直近の 2 年について比較したところ次の通りとなった。

A型負担金収入とそれに見合いの実績コスト

須坂病院

(単位:千円)

	① 負担金収入	② 実績コスト	③=①-② 差異	(参考) 当期純損益
平成 11 年度(前回)	439,244	533,868	△ 94,624	△ 33,004
平成 16 年度	551,523	593,868	△ 42,345	51,320
平成 17 年度	474,712	425,376	49,336	△ 183,285

こども病院

(単位:千円)

	① 負担金収入	② 実績コスト	③=①-② 差異	(参考) 当期純損益
平成 11 年度(前回)	374,419	374,197	222	△ 26,402
平成 16 年度	507,378	511,907	△ 4,529	△ 59,781
平成 17 年度	350,051	354,163	△ 4,112	△ 288,167

出所:長野県衛生部県立病院課資料

前回の監査時と負担金算定方式が変わっており、一概に負担金収入と実績コストの差異を期間比較することは困難であるが、須坂病院においては差異が前回監査時よりも少なくなっている一方、こども病院においては、差異が 4 百万円を超えて前回より広がっている。

今後も負担金の内訳毎に差異の分析を行い、より A 型負担金と実績コストの差異が縮小するよう負担金算定方法の見直しを定期的に検討することが必要と思われる。

(3)会計処理

①退職給与引当金

前回監査では、病院職員が退職した際、退職年度に退職給与金の全額が費用計上されるのみであり、年度末時点で病院事業が負う潜在的な退職給付債務が引当計上されていないという指摘があった。

その後、平成 14 年度予算において直近数年間の退職給与金決算額の平均額を上回る金額の予算計上を行い、残額が生じた場合に引当金計上するよう変更されている。平成 17 年度決算における病院事業全体での退職給与金に係る引当金は 346 百万円となっている。

(今回の監査について詳細は第3編7章退職給与引当金参照のこと)

②本庁人件費の負担

前回監査においては、本庁での病院事業の管理に係っている県立病院課の職員14名のうち7名の人件費を病院事業会計で費用負担していた。上記職員14名は専ら病院事業に係る業務に従事しており、そのうちの一部についてのみ病院事業会計が負担する根拠が薄く、負担基準が不明確である旨の意見があった。

これを受けて平成14年度より関係職員全員分の人件費を病院事業会計予算に計上し、さらに各病院の費用に付け替えをする等措置が講じられている。

<参考> 県立病院課職員人件費負担状況(平成13年度予算～)

	配置定数	予算定数
平成13年度	11名	8名
平成14年度	11名	13名
平成15年度	12名	13名
平成16年度	11名	11名
平成17年度	11名	11名
平成18年度	11名	11名
平成19年度	12名	12名

出所:長野県衛生部県立病院課資料

(4)情報技術の活用等

①電力の瞬断対策

落雷などによる電力の瞬断に対し、前回の監査では栄養管理システム及び旧医事会計システムに対策が講じられていないことが問題とされていた。

その後、県立病院について栄養管理システム、医事関係システムや医療器械に係るシステムについては、全て無停電電源装置が導入済みとなっている。

(5)財務事務の執行について

①医事会計業務

1)診療報酬の請求事務の検証

前回の監査では、診療報酬集計業務は委託先が手作業で行っており、その作業内容を検証する体制が整っていないことが意見として記載されていた。

その後日々の診療報酬の請求業務にあたっては、システムによる診療報酬調定額を業務系の職員が出力、窓口レジのロールペーパーと現金を医事職員が、以上3点が一致しているか確認を行い、毎日事務長又は主任企画員に報告する措置が講じられている。

2) 外来診療の患者自己負担現金

前回監査ではこども病院を除き、外来診療の患者自己負担額は実際の現金収納額のみをもって収益計上しているため、収納されなかった外来の未入金額は診療収益に計上されないとの意見があった。

その後、平成 12 年度から外来未収金は収益に計上、未収金管理は整理簿を作成するなど対応されている。(未収金)

②給料・手当の計算事務

前回監査では給与計算担当者が月 3 日～5 日程度計算業務に係っているが、集計作業とその結果の転記が繰り返されており、転記ミスや計算ミスが発生しやすいとの意見があった。

その後、平成 16 年 10 月から内部事務総合システムが病院の全職員を対象に稼働しており、各職員が当該システムに入力後ペーパーレスで上司の承認を受けた後給与の自動計算がされるため、転記ミスや計算ミスが発生しない状況に改善されている。

③消費税に係る計算事務

1) 課税区分の判定

前回の監査では、消費税課税区分判定のためのマニュアルに一部誤りが見受けられたとの意見があった。

その後、平成 14 年 12 月 2 日消費税区分マニュアルの改正、「平成 16 年 6 月 1 日消費税区分表の訂正等(通知)」、「平成 17 年 3 月 15 日消費税区分の訂正及び財務オンラインにおける同区分の初期表示の変更について(通知)」を行っている。

また消費税の処理に係る指導という点で、担当者会議においてマニュアルの改正時に平成 14 年 11 月 1 日及び 29 日に実施された他、毎年 2 回(7 月、3 月)開催される担当者会議では毎回消費税に係る議題を共有することとなっている。

2) 帳簿・請求書等の保存

前回監査では病院関係の帳簿等の保存期間が 5 年間であり、消費税法上求められている 7 年間の保存義務を満たしていないとの意見があった。

その後、病院関係の帳簿について平成 12 年度分から保存期間を 7 年間に改められている。

3) 控除対象外消費税等の経理処理

前回の監査時では、固定資産の取得に対応する控除対象外消費税等については、特定の固定資産の取得価額に任意に振り戻され、その他の課税仕入に係る控除対象外消

費税等は雑損失として処理されていた。当該方法では決算作業が遅延すること、振り戻し時にミスが発生する可能性があること等の意見があった。

その後、平成12年度決算から繰延消費税の科目「控除対象外消費税額償却」が新設され、償却期間5年で均等償却するよう改善されている。